

## 【平成30年度 特別支援教育就学奨励費制度について】

大津市教育委員会

大津市立の小中学校の通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒については、世帯の所得に応じて、学用品費や学校給食費等を給付する特別支援教育就学奨励費制度を利用することができます。

## 1. 対象者について

学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒の保護者  
 ※特別支援学級在籍の児童生徒の保護者についてはこれまでと同様に、特別支援教育就学奨励費の対象となります。  
 特別支援学級在籍の保護者には、別途、学校を通じてご案内をしていきます。



区分	学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

「大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会」において、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当すると判断された児童生徒が対象となります。

※就学相談をされてることが前提となりますので、就学相談を受けておられない場合は、現在、在籍している学校・幼稚園・保育園等を通じて申し込みをしていただきますようお願いいたします。（なお、就学相談の実施は6月以降となります。）

## 2. 手続きについて

申請を希望される場合は、学校教育課にご連絡をお願いします。

**この制度の利用を希望される方は、学用品・通学用品、新入学児童生徒学用品・通学用品購入時の領収書又はレシートを保管しておいてください。**



### 3. 申請手続き上の注意事項について

特別支援教育就学奨励費制度とは別に経済的にお困りの方を対象とした、給食費や学用品費等を援助する就学援助費制度があります。

**就学援助費制度の4月認定を希望される場合、平成30年3月2日(金)～平成30年4月10日(火)までに申請をしてください。**

両方申請され、就学援助費の認定が可能な場合、就学援助費の認定を優先します。なお、就学援助費と特別支援教育就学奨励費を同時に受給することはできません。

### 4. 認定段階の算定基準

世帯の所得額と生活保護基準需要額の割合により給付対象区分を決定します。その区分により、給付する経費や金額が異なります。

毎年、申請が必要です。給付対象区分は、毎年申請を受けて決定します。

申請前の給付対象区分の判定についての問い合わせは、家族構成等の詳細が把握できないことから正確な審査ができないため、お答えしかねます。

この額はあくまでも目安であり、同じ世帯人数でも年齢構成等、各家庭の状況により所得額は異なります。

給付対象区分	算定基準	給付対象の経費
第1区分 第2区分	所得額が需要額の1.5倍未満 所得額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満	①～⑪
第3区分	所得額が需要額の2.5倍以上	②③④

第1・2区分の目安(生活保護基準需要額の2.5倍未満の所得額)

世帯人数	3人世帯	4人世帯	5人世帯
世帯の所得額の目安	約600万円	約710万円	約790万円

(平成29年度の場合)

### 5. 補助対象の経費

給付対象費目	助成額(※金額は平成29年度の額で年額です。)	
	小学校	中学校
① 学校給食費	実費額 × 1/2	—
② 通学に要する交通費	実費額【注1】	実費額【注1】
③ 職場実習に要する交通費	—	実費額【注1】
④ 交流及び共同学習に要する交通費	実費額【注1】	実費額【注1】
⑤ 修学旅行費	実費額 × 1/2 (上限 10,590円)	実費額 × 1/2 (上限 28,335円)
⑥ 校外活動等参加費 (宿泊を伴わないもの)	実費額 × 1/2 (上限 785円)	実費額 × 1/2 (上限 1,135円)
⑦ 校外活動参加費 (宿泊を伴うもの)	実費額 × 1/2 (上限 1,810円)	実費額 × 1/2 (上限 3,050円)
⑧ 学用品・通学用品購入費	実費額 × 1/2【注2】 (上限 5,710円)	実費額 × 1/2【注2】 (上限 11,160円)
⑨ 体育実技用具費	実費額 × 1/2 スキー等(上限13,010円)	実費額 × 1/2 柔道(上限3,755円) 剣道(上限25,970円) スキー等(上限18,670円)
⑩ 拡大教材費	実費額 × 1/2 (上限5,250円)	実費額 × 1/2 (上限5,250円)
⑪ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 (1年生のみ)	実費額 × 1/2【注2】 (上限 10,235円)	実費額 × 1/2【注2】 (上限 11,775円)

#### 【注1】

②③④は給付対象区分が第3区分の場合、『実費額 × 1/2』となります。

(第3区分については、上記の算定基準を参照ください。)

#### 【注2】

⑧⑪は購入実績に応じて給付するため、**領収書(あて名と品名入りのもの)もしくは、レシートが必要**です。

⑧は平成30年2月～平成31年1月に、⑪は平成30年4月までに購入したものが対象。

**この制度の利用を希望される方は、⑧⑪の領収書又はレシートを保管しておいてください。**

この案内は、平成30年1月現在の内容をもとに作成しています。今後、国の制度変更等により、上限額等が変わる可能性がありますので、対象となる領収書は、全て保管をしていただきますようお願いいたします。